

「富士見市立図書館条例の一部を改正する条例」についての要旨

1 改正内容

図書館（中央館・鶴瀬西分館・ふじみ野分館）の開館時間を現在の午前9時30分から午前9時に改正するもの。

2 改正までの経過

開館時間については、既に中央図書館では平成27年7月からリニューアル工事期間を除き現在まで、また、鶴瀬西分館・ふじみ野分館では本年4月より9時開館の試行を開始しており、平成31年3月末まで試行期間とする。

3 施行日

この条例は平成31年4月1日から施行する。

富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(利用時間)</p> <p>第8条 図書館の利用時間は、<u>午前9時</u>から午後7時までとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第8条 図書館の利用時間は、<u>午前9時30分</u>から午後7時までとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。</p>